



平成 19 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 グッドウィル・グループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長 折口 雅博
(コード番号 4723 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長
兼 会 長 室 長 金 崎 明
(TEL . 03 - 3405 - 9262)

株式会社コムスンに対する改善勧告について

皆様におかれましては、時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東京都から業務改善勧告を受けました事につきまして、皆様には、多大なご心配並びにご迷惑をおかけしております事を心よりお詫び申し上げます。

弊社の子会社である株式会社コムスン（以下、コムスン）は、東京都福祉保健局より平成 18 年 12 月 15 日に「実地指導の実施について（通知）」を受け、東京都下の訪問介護事業所の調査を受けておりました。

また、平成 19 年 2 月 23 日付「監査の実施について（通知）」を受け、その結果、平成 19 年 3 月 23 日付「監査の実施結果について（通知）」において、3 事業所に対して、事業所申請において従事できない訪問介護員が含まれていた事及び人員配置基準についての指摘により過誤請求分約 4,000 万円の返還を行うことの通知を受け、この指示に従い返還を行う予定であります。

介護事業所指定の取得に関しましては、事業所の指定申請から事業開始までの間に時間を要するため、その間に入社の辞退や退職する者もいるため、申請と実態に齟齬が生じる事もあり、この点については誠に遺憾に思っております。

平成 19 年 3 月 23 日付にて、このほか 16 事業所に対しては地域支店長と拠点管理者の兼務等の人員配置基準についての改善勧告を受けております。

また、その他事業所においては、自主点検及び改善報告をするよう通知を受けております。

これを受け、コムスンでは東京都の調査に対して誠心誠意、誠実に対応しております。ご指摘を受けた点に関しましては順次直ちに改善対応し、改善事項についてはその都度東京都に報告させて頂いております。

今回、当社の報告が本日になりました理由は、改善勧告は行政指導であるため、行政からの公表にも該当しないという判断から、当社も報告ができなかったためです。

コムスンでは、この度の勧告を真摯に受け止め、早期の信頼回復のために、平成 19 年 1 月以降「品質向上委員会」の設置及び弁護士など有識者による「第三者評価機関」の設置を行っており、再発防止と内部統制の再構築及び業務改善に向けた取り組みを全力で実行しております。

また現在、当社では、昨年の介護保険法改正による収益の大幅な悪化を勘案し、ビジネスモデルの再構築のため、事業所の統廃合を進めております。

今回、ご指摘のあった事業所に関しましても、統廃合の予定事業所に含まれておりました。

なおこの統廃合は、お客様にご不便が生じないように、また従業員の雇用が確保される事を前提に慎重に進めさせて頂いております。

今回の改善勧告を真摯に受け止め、深く反省致しますとともに、全役職員一丸となって、より一層の努力を行い業務に邁進し、皆様のご期待に応え得る会社を目指して参ります。

皆様におかれましては何卒ご理解を賜り、引き続きご支援ご鞭撻の程、心よりお願い申し上げます。

以 上